

村山市福祉給油券指定事業所一覧

(登録順)

令和8年4月1日現在

No.	事業所名	所在地	電話番号
1	村山石油(株) ・金谷バイパス給油所 ・楯岡バイパス給油所	・金谷バイパス給油所 村山市大字楯山字金谷原4600番地30 ・楯岡バイパス給油所 村山市楯岡俵町337番地1	・金谷バイパス給油所 0237-55-6200 ・楯岡バイパス給油所 0237-55-5903
2	河西建設(株) ・セントラルプラザタテオカ SS ・徳内 SS(フルサービス)	・セントラルプラザタテオカ SS 村山市中央二丁目3番23号 ・徳内 SS(フルサービス) 村山市楯岡新町三丁目3番7号	・セントラルプラザタテオカ SS 0237-55-2059 ・徳内 SS(フルサービス) 0237-53-5299
3	(株)みちのくサービス ・村山中央給油所 ・基点給油所	・村山中央給油所 村山市楯岡北町一丁目1番1号 ・基点給油所 村山市基点1052番地3	・村山中央給油所 0237-55-3522 ・基点給油所 0237-56-3200
4	野口鉱油(株) ・楯岡給油所	・楯岡給油所 村山市楯岡新町五丁目1番5号	・楯岡給油所 0237-53-3577
5	(有)林燃料店	村山市大字楯山1267番地	0237-53-3430

◆助成額

1枚あたりの助成額は500円です。1回の使用につき、複数枚の利用券を使用することができます。
なお、助成額を超える費用は利用者の負担となります。

◆利用期間

申請した年度の末日(3月31日)まで使用できます。

◆交付枚数について

申請月によって交付枚数が変わりますのでご確認ください。なお、利用券の申請は年度内に1回のみです。

4月 ⇒ 15枚 5月 ⇒ 14枚 6月 ⇒ 13枚 7月 ⇒ 12枚 8月 ⇒ 11枚 9月 ⇒ 10枚
10月 ⇒ 9枚 11月 ⇒ 8枚 12月 ⇒ 7枚 1月 ⇒ 6枚 2月 ⇒ 5枚 3月 ⇒ 4枚

◆注意事項

- ・利用できるのは村山市福祉給油利用者証(表紙)に名前が記載してある本人のみです。不正使用並びに他人への譲渡は禁止されています。
- ・※利用者証に名前が記載してある本人が18歳未満、視覚障がい又は重度の知的障がいであって、生計を一にする者の所有する自動車を利用している時は、本人以外の利用が可能な場合があります。
- ・村山市福祉タクシー利用券、村山市福祉給油利用券、村山市高齢者等移送サービス利用券はいずれか1冊のみ交付を受けることができます。年度内に複数の種類の利用券の交付を受けることはできません。
- ・利用券は原則として再交付しませんので、大切に保管してください。